

委員からの意見及び回答(自転車等放置禁止区域に関する事項について)

資料2

No	区分	意見	提出者	回答
1	区域に関する意見	(仮称) 2号公園(三角公園)を禁止区域に編入されたい。	松新区	勝川駅までの動線上にあり、自転車等が放置される可能性があるため、放置禁止区域に編入します。
2		松柏一号歩線は、歩行者専用道路であるため、駅から半径400mは禁止区域に編入されたい。	松新区	松柏1号歩線の勝川駅から下条線までは既に禁止区域に指定していますが、下条線より東についても勝川駅までの動線上にあり、自転車等が放置される可能性があるため放置禁止区域に編入します。
3		駅から400mの範囲内で放置禁止区域の指定にバラつきがある。禁止区域に指定されなかった地域から不満の声が出た場合の対応は。	松新区	基本的な放置禁止区域指定の考えは、駅改札口から概ね半径300mの範囲を放置禁止区域に指定することとしています。それ以上の範囲については、放置禁止区域の指定により放置自転車等の増加が予想される無料駐車場や商店街の位置などから判断をしています。指定されなかった地域において、今後、放置自転車等が大幅に増加する場合は、禁止区域の見直しについて検討します。
4		勝川駅1階部の南北通路は既に放置禁止区域に指定されているが、コンコース(JR用地内)についても放置禁止区域に編入されたい。	東海旅客鉄道(株)	駅の出入り口である南北地区を結ぶ通路部分は駅施設ですが、地区を行き来する人や駅利用者が通行します。このため、通路部分に自転車等が放置された場合は、歩行者の通行の妨げになるため放置禁止区域に指定しました。しかし、コンコース等の通行は駅利用者に限定されるため施設管理者で管理して下さい。
5		高架橋の軒下部分で道路と並行しているJR用地について、放置禁止区域に編入されたい。	東海旅客鉄道(株)	駅前広場と駅舎の壁面に挟まれたJR用地に自転車等が放置された場合、駅前広場を利用する歩行者の通行に支障が出るため、放置禁止区域に編入します。それ以外の場所については、施設管理者で管理して下さい。
6		駅前広場と駅舎に挟まれたJR用地については、全体が駅前広場とみえることから、自転車等放置禁止区域に編入されたい。	まちづくり推進部 勝川管理課	
7	放置禁止区域に関するその他の意見	地域住民に対する自転車等放置禁止区域の周知方法について。	勝川区	市の広報への掲載や放置禁止区域内における看板の設置、道路路面へ表示、また、自転車利用者へのチラシの配布、放置自転車等へのエフ付け等により周知を図ります。
8		放置禁止区域の実施半年後に見直しを行ってはどうか。	勝川区	平成13年に放置禁止区域の指定を行った春日井駅北口周辺では、放置自転車等が減少する期間として約1年半の時間を必要としました。勝川駅周辺についても、自転車利用者へ放置禁止区域の周知を図る期間として2年近く必要と考えています。よって、半年後の見直しは考えておりません。
9		放置禁止区域施行後の区民からの苦情の窓口はどこか。	勝川区	放置禁止区域等に関する問い合わせ等は、市総務部交通対策課(TEL:0568-85-6051)です。
10		放置自転車等の調査日は、祝日だけでなく平日も調査すべきである。	勝川区	放置自転車の実態調査は、平成21年1月12日(祝日)及び13日(火:平日)に実施しました。調査の結果、勝川駅周辺には、祝日の12日は423台、平日の13日には360台の自転車等が放置されていました。
11		店の前の私有地と公道にまたいで自転車を止めた場合の取り扱いは。	勝川駅前通商店街 振興組合	原則、自転車等の一部が私有地にまたがって駐車している場合は撤去しません。そのような場合は、巡回している職員が店舗に対して自転車等を私有地内に止めていただけるようお願いいたします。
12		JR用地内を放置禁止区域に指定した場合の放置自転車への対応は。	東海旅客鉄道(株)	他の放置禁止区域と同様に巡回し撤去等を実施します。
13		盗難車両保管場所の確保。	春日井警察署	盗難車両については、犯罪の重要な証拠品であることから、市で管理するのは適切ではないと考えています。
14		盗難自転車で被害者に連絡が出来ずに返還できない場合は、春日井市に返還したい。	春日井警察署	このため、春日井警察署に引取りをお願いします。
15		管理者等による巡回。	春日井警察署	放置禁止区域内については職員による巡回、撤去等を実施します。
16		事前に警察へ撤去日の情報提供。	春日井警察署	自転車等の撤去については、原則、月～土までの毎日実施します。(年末年始、祝休日を除く)